



平成18年8月23日

各 位

会 社 名 グッドウィル・グループ株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 会 長 折 口 雅 博
(コード番号：4723 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 金 崎 明
兼 会 長 室 長
(TEL 03-3405-9262)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成18年8月23日開催の取締役会において、平成18年9月22日開催予定の第12期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更の主旨及び目的

(1) 「会社法」(平成17年法律第86号)および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号。以下「整備法」という。)が、平成18年5月1日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものがあります。

- ① 株主総会における議決権の代理行使について、当社の当該株主総会において議決権を行使することのできる株主1名に限定する旨の変更を行うものであります(変更案第15条)。
- ② 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供することができるための規定を新設するものであります(変更案第16条)。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図るため、書面または電磁的記録による取締役全員の同意により、取締役会を開催せずに取締役会の決議があったものとみなすことを可能にする旨の規定を新設するものであります(変更案第22条第2項)。
- ④ 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります(変更案第34条第2項)。
- ⑤ 端株に関する取扱いを明確にするため、附則として規定を新設するものであります(変更案附則第1条)。
- ⑥ その他、会社法に対応するため、規定の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

なお、「整備法」に定める経過措置の規定により、平成18年5月1日付で、当社定款には以下の定めがあるものとみなされております。

- ① 当会社に、取締役会、監査役、監査役会、会計監査人を置く旨の定め。
- ② 当社は株券を発行する旨の定め。
- ③ 当社は株主名簿管理人を置く旨の定め。

(2) またこの機会に全条文を見直しし、文字等の加除・修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の効力発生日(予定)

平成18年9月22日(金曜日)

以 上